

新型コロナウイルス感染症に関する給付制度・融資制度一覧

自由民主党福岡市議団まとめ (令和2年5月25日時点)

※国や県・金融機関等が窓口となる情報も掲載しています。制度概要は日々更新されていますので掲載情報が最新の状況とは異なる場合があります

	このような方が対象です	支援の内容	申請・問合せ先	
個人向けの生活支援	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 家族がコロナウイルスに罹患した などの理由で	収入が減ってしまった方 (申請は世帯単位になります)	生計維持のための小口の融資を受けられます 貸付上限: 10万円 (特例の場合 20万円) 据置期間: 1年以内、償還期限: 2年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります	福岡市社会福祉協議会 (平日9時~17時) 080-8569-6274, 080-8569-6275, 080-8390-2148, 080-8559-5794, 080-8559-5795 (緊急小口資金)
	経営している会社が倒産した 勤務先のお店が廃業した アルバイト先から解雇された などの理由で	失業して収入がなくなった方 (申請は世帯単位になります)	生活再建のための融資を受けられます (3ヵ月分まで) 貸付上限: 15万円 (単身世帯・月額) 20万円 (複数世帯・月額) 据置期間: 1年以内、償還期限: 10年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります	福岡市社会福祉協議会 (平日9時~17時) 080-8569-6274, 080-8569-6275, 080-8390-2148, 080-8559-5794, 080-8559-5795 (総合支援資金)
	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 会社の倒産や雇止めなどで失業してしまった などの理由で	家賃の支払いができず 住まいを失う恐れがある方や 住まいを失った方	行政が代わりに家賃を支払ってくれます (原則3ヵ月分まで) 支給上限: 3.6万円~5.6万円 (世帯員数ごとに上限あり・月額) ※最大で9ヵ月まで延長される場合があります	福岡市生活自立支援センター 0120-17-3456, 092-732-1188 平日の午前9時から午後5時まで (住居確保給付金)
	令和2年4月27日付で福岡市に住民登録されている全ての方		1人あたり 10万円 の支給を受けることができます ※マイナンバーカードを使ったウェブでの申請受付中 ※郵送による手続き書類が5月15日から順次発送されています	福岡市特別定額給付金コールセンター 0570-092-012 午前9時から午後6時まで (特別定額給付金)
	令和2年4月分の児童手当を福岡市から支給された0歳から中学生までの子ども ※令和2年3月31日までの出生児童が対象		1人あたり 1万円 の支給を受けることができます ※所得上限を超える世帯 (特例給付としてこども1人あたり5千円を受けている世帯) は今回の支給対象となりません	対象世帯に郵送された書類に記入し 返送して手続きしてください 6月10日支給予定 (臨時特別給付金)
事業者向けの支援 (給付型)	緊急事態宣言の発出を受けて、4月7日から5月6日までの間に 休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者		家賃支援を受けることができます 支給上限: 50万円 (補助率80パーセント) 例①月額家賃30万円の事業者→30万円の8割=24万円を支給 例②月額家賃80万円の事業者→80万円の8割=64万円→上限額の50万円を支給	ウェブでの申請受付中・5月18日より支給開始 市のホームページから手続き頂けます 郵送での手続きにも対応しています (福岡市独自の家賃支援制度)
	緊急事態宣言の延長を受けて、5月7日から5月31日までの間に 休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者		家賃支援を受けることができます 支給上限: 30万円 (補助率80パーセント)	5月下旬以降申請受付予定 電話での問合せのみ対応しています→ 092-401-0019
	従業員2名以上20人未満で、テレワークの環境整備のために タブレットやパソコンを購入・リースしたり、システム導入等の 設備投資を行った中小事業者 ※令和2年6月30日までの経費が支援対象		最大 50万円 までの支援を受けることができます コンサルティング費用 (上限10万円) →補助率100パーセント 設備投資等費用 (上限40万円) →補助率50パーセント 申請受付期限→令和2年5月31日まで	5月7日より市のホームページで申請受付 福岡市テレワーク促進委員会 092-852-3453 (10時~17時) (福岡市テレワーク促進事業支援金)
	学校休業のために仕事ができない 幼児の家庭保育をするために仕事ができない などの理由で	令和2年2月27日から3月31日で 仕事を休んで収入が減少した フリーランスや個人事業主	休業補償を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限: 4,100円 (申請期限: 6月30日まで) ※仕事を受注していたこと (委託契約等) を証明するものが必要 ※子どもの保育等のために契約の業務を行えなかった日数が支給対象	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (学校等休業支援金)
	学校休業のために出勤できない 幼児の家庭保育をするために出勤できない などの理由で	令和2年2月27日から3月31日で 仕事を休む従業員に有給休暇を 取得させた雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	支払った給与の助成を受けることができます (学校の春休み等は除外) 日額上限: 8,330円 (申請期限: 6月30日まで) ※金額は有給取得従業員1人あたりの日額 ※上限を超えて給与を支払っても助成は8,330円まで	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (学校等休業助成金)
	外出自粛などにより客足が減り売上が減少した 行政から休業要請を受け営業を休止した などの理由で	休業させる従業員に給与を 支払った雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	支払った給与の補償を受けることができます 日額上限: 8,330円 (申請期限: 6月30日まで) ※事業者の資本規模等により補助率が変動 例①1万円の給与を支払った補助率9割の事業者→1万円の9割=9千円 →上限額の8,330円を助成	雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 9時~21時 (土日含む) (雇用調整助成金)
	休業要請や営業時間の短縮要請の対象外で、市民生活に必要なサービスを 安全に提供している事業者 (令和2年1月から5月のひと月で、売上が前年同月より30パーセント以上落ち込んだことが要件)		法人 15万円 、個人事業主 10万円 の支給を 受けることができます (申請期限: 7月31日まで) ※5月25日より市のホームページで申請受付開始 https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/kyugovovoseizai.html	原則として申請サイトでの受付ですが 郵送にも対応しています 092-288-2255 (9時~18時) 福岡市独自の追加支援策
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降において 30パーセント以上50パーセント未満の範囲で売上が減少した企業並びに個人事業主 (緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む)		以下の給付を受けることができます 支給上限: 50万円 (法人) 支給上限: 25万円 (個人事業主) ※今後さらに業績が悪化した場合は国の持続化給付金も受給可	5月2日から県のサイトで申請受付開始 【福岡県持続化緊急支援金】で検索ください ※窓口申請は予約制 0570-094-894 5月15日に窓口開設 場所等は電話で案内	
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降において ひと月の売上が前年比で50パーセント以上減少した企業並びに個人事業主 (緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む) ※県の持続化緊急支援金を受けた後で業績が更に悪化した方は、申請が可能です		以下の給付を受けることができます 支給上限: 200万円 (法人) 支給上限: 100万円 (個人事業主) 申請用ウェブサイト→ https://www.jizokuka-kyufu.jp/	5月21日から申請窓口を開設 (早良区西新バレス) 完全予約制のため、ウェブサイトか電話で予約を 0120-115-570 【持続化給付金】で検索	
事業者向けの支援 (融資型)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年よりも20パーセント以上落ち込み、その後の2ヵ月間を含む 3か月の売上が20パーセント以上落ち込む見込みの事業者		一般枠とは別枠で最大 1億円 の融資の申込が可能に 保証協会から 100パーセント の保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (セーフティネット保証4号) (福岡市経営安定化特別資金)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 前年よりも売上が5パーセント以上落ち込んだ事業者 (中小企業庁が定める指定業種が対象) 指定業種については下記のURLから最新の情報をご確認ください https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm		一般枠とは別枠で最大 1億円 の融資の申込が可能に 保証協会から 80パーセント の保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (セーフティネット保証5号) (福岡市経営安定化特別資金)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年よりも15パーセント以上落ち込み、その後の2ヵ月間を含む 3か月の売上が15パーセント以上落ち込む見込みの事業者		最大 1億円 の融資の申込が可能に (一般枠・セーフティネット枠とは別枠) 保証協会から 100パーセント の保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (福岡市経営安定化特別資金・ 危機関連保証)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ中小企業		3億円 までの融資を受けることができます 運転資金: 15年以内償還 (内、据置期間5年以内) 設備投資: 20年以内償還 (内、据置期間5年以内)	日本政策金融公庫・ 福岡支店中小企業事業→092-431-5296または 商工中金福岡支店→092-712-6551 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ事業者 (創業3か月以上から1年1か月の事業者については、①過去3か月の平均売上②令和元年12月の売上 ③令和元年10月から12月のいずれかと、直近1か月の売上の比較で5パーセント以上落ち込んだ方)		6千万円 までの融資を受けることができます 運転資金: 15年以内償還 設備投資: 20年以内償還	日本政策金融公庫・国民生活事業 福岡支店 092-411-9111 (東区・博多区) 西支店 092-712-4381 (その他の5行政区) (新型コロナウイルス感染症特別貸付)
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年で10パーセント以上落ち込んだ 生活衛生関係営業の事業者のうち、飲食店・喫茶店・旅館業者 (業歴が1年未満の事業者については、直近3か月の平均売上と直近1か月の売上の比較で 10パーセント以上落ち込んだ方)		1千万円 までの融資を受けることができます (飲食・喫茶) 3千万円 までの融資を受けることができます (旅館業) 運転資金: 7年以内償還 (内、据置期間3年以内)	日本政策金融公庫・国民生活事業 福岡支店 092-411-9111 (東区・博多区) 西支店 092-712-4381 (その他の5行政区) (衛生環境激変特別貸付)	